

## 土地改良事業調査一関地区（R8）調査計画業務委託 応募要領

### 第1 業務名

土地改良事業調査一関地区（R8）調査計画業務委託

### 第2 業務の目的及び概要

#### 1 目的

本業務は、ほ場整備事業を計画している以下の地区において、事業化に向けた調査計画を行うものである。

#### 2 概要

##### (1) 業務内容・場所等

地区名	場所	対象面積	作業項目	数量
上折壁	一関市室根町矢越地内	48ha	現地調査 計画・設計諸元検討	一式
下曾慶	一関市大東町曾慶地内	66ha	現地調査 計画・設計諸元検討	一式

### 第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であることとする。

- (1) 「令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に記載されていること。  
又は、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格「役務の提供等」）を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3の(6)に定める技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付建振第141号）による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）において、県内の国・県営事業におけるほ場整備事業等<sup>※1</sup>の事業計画書作成業務<sup>※2</sup>の実績を有していること。

※1 「ほ場整備事業等」とは、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等における区画整理事業及び農用地造成事業など、換地処分を伴う農業農村整備事業である。

※2 「事業計画書作成業務」とは、事業採択前の地区調査の段階において行う、事業計画書作成に係る「経済効果算定」や「調査計画」などの業務である。また、計画変更において行う、事業計画書作成に係る業務も含むものとする。

- (6) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のⅠ及びⅡに該当する技術者を2名以上（うち、当該業務と同種業務の実務経験を有する者が1名以上）有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3カ月以上の雇用関係にあることをいう。

#### Ⅰ. 次のア～オのいずれかに該当する者

ア 技術士（総合技術監理部門：農業－農業農村工学）

イ 技術士（農業部門：農業農村工学）

ウ R C C M（農業土木部門）

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が20年以上の者

オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が 25 年以上の者  
カ 農業土木技術管理士

Ⅱ. 過去 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）において、県内の国・県営事業における換地業務の実務経験を有する土地改良換地士

- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。

#### 第 4 応募手続

##### 1 募集期間

令和 8 年 4 月 15 日（水）～令和 8 年 4 月 30 日（木）

##### 2 応募方法等

次に示す資料を第 6 の「応募・照会等窓口」に持参すること。

##### (1) 提出資料

別紙様式 1 「参加意思確認書」 1 部

##### (2) 受付日時等

受付曜日は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

#### 第 5 事業実施期間

委託契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 12 日までとする。

#### 第 6 応募・照会等窓口

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方 85-2  
岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター  
TEL 0191-52-4931 FAX 0191-52-5488  
担当者 農村計画課 伊丹

#### 第 7 その他

- 1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、本委託業務に係る事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。
- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。
  - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
  - (2) 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）